

公布された条例のあらまし

◇奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 担任させる事項の追加等
 - (1) 奈良県個人情報保護審議会に担任させる事項として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報保護評価に関する事項の調査審議等を追加することとした。
 - (2) 委員の定数を五人以内から六人以内に改めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 附属機関の設置
 - (1) 奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会を設置し、奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
 - (2) 奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会を設置し、奈良県私立学校教育経常費補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
 - (3) 奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会を設置し、奈良県総合医療センターの移転に伴う周辺県有地活用のための構想策定に関する提案についての審査に関する事務を担当させることとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 総合特別区域法による地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業の実施

に伴う手数料の額の新設

次の手数料の額の新設を行うこととした。

ア 奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士登録申請手数料

五、一〇〇円

イ 奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士登録証変更手数料

四、〇〇〇円

ウ 奈良公園観光地域活性化総合特区通訳案内士登録証再交付手数料

四、〇〇〇円

2 薬事法の改正に伴う手数料の額の新設等

(1) 手数料の額の新設

次の手数料の額の新設を行うこととした。

ア 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料

一三一、六〇〇円

イ 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料

一一五、五〇〇円

ウ 医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録申請手数料

三八、〇〇〇円

エ 医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料

二〇、一〇〇円

オ 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料

一四九、八〇〇円

カ 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料

一三八、二〇〇円

キ 再生医療等製品販売業許可申請手数料

二九、〇〇〇円

ク 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

一一、〇〇〇円

ケ 薬局開設許可証の書換え交付手数料

二、〇〇〇円

コ 薬局開設許可証の再交付手数料

- 二、九〇〇円
 - サ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証の書換え交付手数料
二、〇〇〇円
 - シ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料
二、九〇〇円
 - ス 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証の書換え交付手数料
二、〇〇〇円
 - セ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証の再交付手数料
二、九〇〇円
 - ソ 再生医療等製品の製造販売業許可証の書換え交付手数料
二、〇〇〇円
 - タ 再生医療等製品の製造販売業許可証の再交付手数料
二、九〇〇円
 - (2) 手数料の廃止
次の手数料を廃止することとした。
 - ア 体外診断用医薬品製造業許可申請手数料
 - イ 医療機器製造業許可申請手数料
 - ウ 体外診断用医薬品製造業許可更新申請手数料
 - エ 医療機器製造業許可更新申請手数料
 - オ 体外診断用医薬品製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料
 - カ 医療機器製造業許可区分の変更又は追加許可申請手数料
 - キ 医療機器適合性調査手数料のうち定期調査に係るもの
 - ク 輸出入用医療機器適合性調査手数料
 - (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) 公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成二十六年十一月二十五日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

1 本人確認情報を利用することができる事務

住民基本台帳法（以下「法」という。）の条例で定める事務は、次のとおりとすることとした。

ア 災害時における県民の安否の確認に関する事務であつて規則で定めるものの

イ 県吏員職員退隠料条例による年金である給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

ウ 地方税法及び奈良県税条例による県税（地方税法の規定により徴収する個人の市町村民税、奈良県産業廃棄物税条例の規定により賦課徴収する産業廃棄物税及び地方税法人特別税等に関する暫定措置法の規定により賦課徴収する地方税法人特別税を含む。）の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの

エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による登録、届出、認定又は認定の更新に関する事務であつて規則で定めるもの

オ 火薬類取締法による許可、交付又は書換に関する事務であつて規則で定めるもの

カ 高圧ガス保安法による許可、届出又は製造保安責任者免状及び販売主任者免状の交付若しくは書換えに関する事務であつて規則で定めるもの

キ 奈良県心身障害者扶養共済制度条例による承認、脱退一時金の支給、届出又は調査に関する事務であつて規則で定めるもの

ク 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

ケ 児童扶養手当法による児童扶養手当の過誤払により発生した返還金に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

コ 奈良県看護師等修学資金貸与条例による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

サ 奈良県緊急医師確保修学資金貸与条例による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの

シ 奈良県医師確保修学研修資金貸与条例による修学研修資金の貸与に係る

- 債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- ス 奈良県がん対策推進条例によるがん登録に関する事務であって規則で定めるもの
- セ 薬事法による交付又は配置従事者身分証明書の書換えに関する事務であって規則で定めるもの
- ソ 奈良県屋外広告物条例による登録（登録の更新を含む。）又は届出に関する事務であって規則で定めるもの
- タ 農薬取締法による届出に関する事務であって規則で定めるもの
- チ 肥料取締法による登録、書替交付又は届出に関する事務であって規則で定めるもの
- ツ 遊漁船業の適正化に関する法律による登録、更新又は届出に関する事務であって規則で定めるもの
- テ 奈良県営住宅条例による家賃の徴収、収入状況の報告の請求等、明渡し
の請求及び自動車の移動に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務
法に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務は、次のとおり
とすることとした。

| | |
|-----------|---|
| 知事以外の執行機関 | 事 務 |
| 教育委員会 | 奈良県高等学校等奨学金貸与条例による奨学金の貸 与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定 めるもの |
| 選挙管理委員会 | 1 公職選挙法による届出に関する事務であって規 則で定めるもの 2 公職選挙法施行令による告示に関する事務であ って規則で定めるもの |
| 公安委員会 | 道路交通法による命令、通知、督促又は徴収に関す |

る事務であって規則で定めるもの

3 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法

知事が行う法の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする」とした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

1 幼保連携型認定こども園に係る規定の削除

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、幼保連携型認定こども園に係る規定を削除することとした。

2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置の基準の変更

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置については、満三歳以上満四歳未満の子どももおおむね二十人以上につき一人以上、満四歳以上の子どももおおむね三十人以上につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこととした。

3 幼稚園型認定こども園の食事の提供に係る基準の追加

幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供に係る基準として、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、調理室を備えないことができる」とし、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 入所した者に対する健康診断による医師の勧告
入所した者に対する健康診断をした医師が勧告できる内容に、児童福祉法の規定による措置の解除を追加することとした。
- 2 保育所において定めておかなければならない規程の内容の変更
保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならないこととした。
 - ア 施設の目的及び運営の方針
 - イ 提供する保育の内容
 - ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - カ 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - キ 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - ク 緊急時等における対応方法
 - ケ 非常災害対策
 - コ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - サ 保育所の運営に関する重要事項
- 3 県等の指導等に対する改善
児童福祉施設が県又は市町村からその指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行わなければならない指導又は助言に、児童福祉法の規定による措置に係る指導又は助言を追加することとした。
- 4 保育室等の設備の基準
四階以上の階に保育室等が設けられている場合において避難用として一以上設けなければならない施設又は設備に、建築基準法施行令に規定する構造の屋内に設ける避難階段（同令の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一

階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同令に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同令を満たすものとする。）、屋内に設ける特別避難階段及び建築基準法に規定する耐火構造の屋外傾斜路を追加することとした。

5 保育所の職員の基準

保育士の数は、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上とすることとした。

6 業務の質の評価等

(1) 保育所は、自らその行う法に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととした。

(2) 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととした。

7 利用料の規定の削除

児童福祉法の規定による徴収金及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の保育料（以下7において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない規定を削除することとした。

8 特例幼保連携保育所等の特例の規定の削除

(1) 奈良県認定こども園の認定の基準の要件に関する条例の要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所の保育室、遊戯室、屋外遊戯場及び保育士の特例の規定を削除することとした。

(2) 奈良県認定こども園の認定の基準の要件に関する条例の要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該幼稚園につい

- 9 て(1)を準用する規定を削除することとした。
 - 9 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 10 施行期日
- 規則で定める日から施行することとした。

◇国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 負担金を徴収する国営土地改良事業
負担金を徴収する国営土地改良事業として、次の事業を加えることとした。
 - (1) 国営第二十津川紀の川土地改良事業
 - (2) 国営大和紀伊平野土地改良事業
- 2 負担金の徴収方法
 - (1) 1の事業に係る負担金の徴収方法は、支払期間を十七年（うち据置期間二年）、利率を年五パーセントとする元利均等年賦支払とすることとした。
 - (2) 1の(1)のうち、指定工事（土地改良法施行令に規定する指定工事をいう。以下同じ。）が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき三条資格者及び市町村から指定事業費額（指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。）に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるものに係る負担金の支払期間の始期は、条例の規定にかかわらず、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度とすることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 指定管理者に行わせることができる業務の追加
指定管理者に行わせることができる業務に、駐車場の使用料の収納に関する業務を追加することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県いじめ問題再調査委員会条例

1 設置

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に規定する知事の附属機関として、奈良県いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置くこととした。

2 所掌事務

委員会は、法に規定する重大事態に係る調査の結果について調査を行うこととした。

3 組織

(1) 委員会は、委員五人以内で組織することとした。
(2) 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱することとした。

4 委員長

(1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。
(2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表することとした。
(3) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理することとした。

5 会議

(1) 委員会の会議は、委員長が招集することとした。
(2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。
(3) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとした。
(4) (3)の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しないこととした。

6 委員以外の者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。

7 秘密の保持

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も同様とすることとした。

8 庶務

委員会の庶務は、地域振興部において処理することとした。

9 その他

この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、知事が定めることとした。

10 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県民生委員の定数に関する条例

1 趣旨

この条例は、民生委員法（以下「法」という。）の規定に基づき、民生委員の定数に関し必要な事項を定めるものとした。

2 民生委員の定数

民生委員の定数は、3及び4に定める基準に従い、規則で定めることとした。

3 主任児童委員でない民生委員の定数の基準

民生委員（主任児童委員である民生委員を除く。）の定数の基準は、次に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれに定める基準とすることとした。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでないこととした。

ア 人口（公職選挙法施行令に規定する人口をいう。以下同じ。）十万人以上の市 百七十から三百六十までの間のいずれかの数の世帯ごとに一人
イ 人口十万人未満の市 百二十から二百八十までの間のいずれかの数の世帯ごとに一人

ウ 町村 七十から二百までの間のいずれかの数の世帯ごとに一人

4 主任児童委員である民生委員の定数の基準

民生委員（主任児童委員である民生委員に限る。）の定数の基準は、次に掲げる法に規定する民生委員協議会の規模の区分に応じ、それぞれに定める基準とすることとした。

ア 民生委員（主任児童委員である民生委員を除く。以下同じ。）の定数が三十九人以下 二人

イ 民生委員の定数が四十人以上 三人

5 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

1 趣旨

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準について定めるものとする事とした。

2 設備運営基準の目的

この条例で定める基準（3において「設備運営基準」という。）は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする事とした。

3 設備運営基準の向上

(1) 知事は、奈良県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる事とした。

(2) 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする事とした。

4 学級の編制の基準

(1) 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする事とした。

(2) 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする事とした。

(3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とすることとした。

5 職員の数等

- (1) 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（(2)において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならないこととした。
- (2) 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができることとした。
- (3) 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表に定める員数以上とすることとした。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならないこととした。

| 園児の区分 | 員数 |
|---|--------------|
| ア 満四歳以上の園児 | おおむね三十人につき一人 |
| イ 満三歳以上満四歳未満の園児 | おおむね二十人につき一人 |
| ウ 満一歳以上満三歳未満の園児 | おおむね六人につき一人 |
| エ 満一歳未満の園児 | おおむね三人につき一人 |
| <p>備考</p> <p>ア この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教職員免許法に規定する普通免許状をいう。以下アにおいて同じ。）を有し、かつ、児童福祉法の登録（以下アにおいて「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及</p> | |

び保育に直接従事する者の数をいうこととした。

イ この表に定める員数は、同表の園児の区分ごとにそれぞれの園児数に応じ定める数を合算した数とすることとした。

ウ この表のア及びイに係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とすることとした。

エ 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする事とした。

(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならないこととした。ただし、13において読み替えて準用する奈良県児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができることとした。

(5) 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならないこととした。

ア 副園長又は教頭

イ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

ウ 事務職員

6 園舎及び園庭

(1) 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならないこととした。

(2) 園舎は、二階建以下を原則とすることとした。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができることとした。

(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下(3)及び(4)において「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする事とした。ただし、園舎が13において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、(2)のただし書により園舎を三階建以上とする場合であつて、13において準用する児童福祉施設基準条例に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができることとした。

(4) (3)のただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原

則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならぬこととした。

(5) 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とすることとした。

(6) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とすることとした。

ア 次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

| 学級数 | 面積(平方メートル) |
|-------|-------------------------------------|
| 一学級 | 180 |
| 二学級以上 | $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ |

イ 満三歳未満の園児数に応じ、7の(6)により算定した面積

(7) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とすることとした。

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(ア) 次の表に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表に定める面積

| 学級数 | 面積(平方メートル) |
|-------|------------------------------------|
| 二学級以下 | $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ |
| 三学級以上 | $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ |

(イ) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

イ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

7 園舎に備えるべき設備

(1) 園舎には、次に掲げる設備（イに掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならないこととした。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室

と保健室とは、それぞれ兼用することができることとした。

ア 職員室

イ 乳児室又はほふく室

ウ 保育室

エ 遊戯室

オ 保健室

カ 調理室

キ 便所

ク 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

(2) 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下つてはならないこととした。

(3) 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、13において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、(1)にかかわらず、調理室を備えないことができることとした。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこととした。

(4) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人未満の場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、(1)にかかわらず、調理室を備えないことができることとした。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならないこととした。

(5) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならないこととした。

(6) 次に掲げる設備の面積は、それぞれに定める面積以上とすることとした。

ア 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

イ ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするも

の数を乗じて得た面積
ウ 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

(7) (1)に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならぬこととした。

ア 放送聴取設備

イ 映写設備

ウ 水遊び場

エ 園児清浄用設備

オ 図書室

カ 会議室

8 園具及び教具

(1) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならないこととした。

(2) (1)の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならないこととした。

9 教育及び保育を行う期間及び時間

(1) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならないこととした。

ア 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。

イ 教育に係る標準的な一日当たりの時間（ウにおいて「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

ウ 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

(2) (1)のウの時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとした。

10 子育て支援事業の内容等

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする」とした。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする」とした。

11 揭示

幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならないこととした。

12 学校教育法施行規則の準用

学校教育法施行規則の規定は、幼保連携型認定こども園について準用することとした。

13 児童福祉施設基準条例の準用

児童福祉施設基準条例の規定は、幼保連携型認定こども園について準用することとした。

14 幼稚園設置基準の準用

幼稚園設置基準の規定は、幼保連携型認定こども園について準用することとした。

15 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園審議会条例

1 設置

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置くことと

した。

2 組織

- (1) 審議会は、委員十人以内で組織することとした。
- (2) 委員は、就学前の子どもに関する教育、保育等に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱することとした。

3 任期

- (1) 委員の任期は、三年とすることとした。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
- (2) 委員は、再任されることができるとした。

4 会長

- (1) 審議会に会長を置くこととした。
- (2) 会長は、委員の互選により定めることとした。
- (3) 会長は、会務を総理することとした。
- (4) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。

5 会議

- (1) 審議会での会議は、会長が招集し、その議長となることとした。
- (2) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。
- (4) (3)の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しないこととした。

6 専門委員

- (1) 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。
- (2) 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱することとした。
- (3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする事とした。

7 部会

- (1) 審議会に、必要に応じ、部会を置くこととした。
 - (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとした。
 - (3) 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てることとした。
 - (4) 部会長は、部会の事務を掌理することとした。
 - (5) 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。
 - (6) 5は、部会の会議について準用することとした。
- 8 庶務
- 審議会の庶務は、健康福祉部こども・女性局において処理することとした。
- 9 その他
- この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。
- 10 施行期日
- 規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例

1 設置

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定に基づく組織として、奈良県立学校いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を置くこととした。

2 所掌事務

委員会は、県立学校における法に規定する重大事態についての調査を行うこととした。

3 組織

- (1) 委員会は、委員五人以内で組織することとした。
- (2) 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとした。
 - ア 教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者
 - イ その他教育長が適当と認める者

4 任期

委員の任期は二年とし、再任を妨げないこととした。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

5 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めることとした。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表することとした。
- (3) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理することとした。

6 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集することとした。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。
- (3) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとした。
- (4) (3)の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しないこととした。

7 専門委員

- (1) 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとした。
- (2) 専門委員は、当該専門の事項に関して専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとした。
- (3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする事とした。

8 部会

- (1) 委員会は、必要に応じて部会を置くことができることとした。
- (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名することとした。
- (3) 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てることとした。
- (4) 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告することとした。

- (5) 6は、部会の会議について準用することとした。
- #### 9 委員以外の者の出席

委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。

10 秘密の保持

委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も同様とすることとした。

11 庶務

委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理することとした。

12 その他

この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。

13 施行期日

公布の日から施行することとした。